

石川町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（案）の意見公募

【パブリックコメント】の実施結果と町の考え方

1. 意見の募集期間 令和7年1月6日～令和7年1月24日
2. 意見の件数 提出者3名 意見数22件
3. 意見の提出方法 郵送1件 持参2件

項目	番号	意見の要旨	町の考え方
第1章 計画の基本的な考え方 ⇒第2節 計画の基本的事項 ⇒3. 計画の対象等	1	対象とする部門について、産業廃棄物は対象と ならないのか。	石川町においては、産業廃棄物を処理する施設 （焼却・埋立）が存在しないことから、産業廃 棄物由来のCO2は発生しないため本計画からは 除外しました。
第2章 区域の現状 全体	2	「区域」の記載について、意味合いとしては「石 川町」を示すと思われるので、標記をそのよう にした方が易しいのではないか。	ご提案の事項については、環境省の示す策定マ ニュアルの記載に準じた記載になっているた め、変更を行いません。
第2章 区域の現状 ⇒第1節 区域の環境特性 ⇒3. 環境	3	町有施設である温水プールについて、ごみ焼却 の廃熱利用を行うことはできないか。 また、その他にも、ごみ焼却施設の廃熱を利用 した取り組みはないか。	石川町温水プールについては、石川地方生活環 境施設組合の所有するごみ焼却施設と距離が 離れていることから、現状のところごみ焼却の 廃熱利用を行っておりません。 また、焼却施設の廃熱利用については取組を行 っておりませんが、現状の焼却施設が令和7年 度をもって40年目の利用となることを鑑み、 費用対効果を考慮に入れたうえで、検討を行っ てまいります。

<p>第3章 計画目標 全体について</p>	<p>4</p>	<p>p22に記載のある第2節の段中、2030年度現状すう勢の数字83はどの目標値を指しているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただきました「現状すう勢 83千t-CO₂」の数値につきましては、p22に記載のあるとおり「削減対策を実施しなかった場合の温室効果ガス排出量（BAU 排出量）を推計したもの」となっております。</p> <p>よって、目標値ではなく、このまま削減対策を実施しなかった場合の2030年度の排出量を示したものとなっておりますので、ご理解をいただければと思います。</p>
<p>第4章 温室効果ガス削減のための取組 全体について</p>	<p>5</p>	<p>新築・リフォーム時に、遮熱・断熱のための建材や塗料を選択することを推進すれば、省エネルギー化や熱中症対策に繋がると考えられるので、町民・事業者・行政の取組にその旨を記載してはどうか。</p>	<p>ご提案の事項については、「基本方針② 省エネルギーの推進」において、町民の省エネルギーの推進に寄与する内容であると思われるため、「町民の具体的な取り組み」の中に「○住宅の断熱性能向上のための取組を実施する。」と記載を追加します。</p> <p>なお、事業者・行政の取組としては、その他の取組に内包される取組であると思われることから、追加の記載は行いません。</p>
	<p>6</p>	<p>p24の各主体の具体的な取り組み内容についての行政欄の記載を「再生可能エネルギー導入への支援→再生可能エネルギー導入推進支援」に修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘いただきました内容について、「再生可能エネルギー導入推進及び導入支援」と修正させていただきます。</p>
	<p>7</p>	<p>p26に記載のある施策指標の施策①のV2Hシス</p>	<p>ご指摘いただきました内容について、資料編</p>

		テムの導入件数について、V2Hに注釈を加えるべきではないか。	「資料⑤ 用語集」へ追記させていただきます。
	8	p27の行政欄に記載のある「3R」について、注釈を加えるべきではないか。	ご指摘いただきました内容について、資料編「資料⑤ 用語集」へ追記させていただきます。
	9	p28の各主体の具体的な取り組み内容について、行政欄の記載に「○計画内容の周知徹底—学習会・研修会の実施」を加えるべきではないか。	ご指摘いただきました内容について、行政の取り組み欄へ「○計画内容の周知徹底を図るための学習会・研修会の実施」を追記させていただきます。
	10	p29の各主体の具体的な取り組み内容について、行政欄の記載に「○火災発生の防止徹底」を加えるべきではないか。	本計画は「町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進すること」を目的に策定するものであり、施策指標は温室効果ガスの排出削減と関連性の高い項目のみを抽出し設定しております。また、各主体の取組についても各施策目標に資する取り組みを設定させていただいているため、今回ご提案いただいた「○火災発生の防止徹底」につきましては、気候変動の影響で発生増加がある程度見込まれるが相関性が高いとまでは言えないことから施策目標には設定を行わないものとし、施策目標に「火災の発生件

			<p>数」を記載しないことに伴い取組にも設定を行わないものとします。</p> <p>なお、「火災発生の防止徹底」については、今後も須賀川地方広域消防組合と連携して対策を進めて参ります。</p>
<p>第4章 温室効果ガス削減のための取組</p> <p>⇒第2節 基本方針</p>	1 1	<p>p24の第4章の2節全体について、町民、事業者、行政それぞれの取り組みが具体的にどの程度のCO2削減を生んでいるのか示すことはできないものか。とくに町民や事業者の取り組みにおいては、この取り組みによってこの位のCO2削減に貢献できるという実感を得てやりがいを加速できるのではないか。そのためできれば毎年、少なくとも3年単位に数値を公表すべきと考えますができないか。</p>	<p>区域の温室効果ガス排出量の算定については、石川町独自の個別調査を行って測定しているものではなく、環境省の示す「自治体排出量カルテ」のデータを用いて算定しております。</p> <p>よって、「自治体排出量カルテ」のデータの更新が約5年程度行われておりますので、石川町においても同周期（約5年程度）で数値を公表し住民の皆様や事業者の方々に周知していきたいと考えております。</p>
	1 2	<p>令和7年度から始まる製品プラスチックの回収によって、可燃ごみや不燃ごみがどの程度減少するかについても確認できればよいのではないか。</p>	<p>本計画は「町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進すること」を目的に策定するものであり、施策指標は温室効果ガスの排出削減と関連性の高い項目のみを抽出し設定しております。</p> <p>そのため、製品プラスチックの回収によってどの程度廃棄物全体の量が減少するかについて</p>

			<p>は、個別の分析となり計画の本旨からそれてしまうことが想定されるため、本計画には記載を行いません。</p> <p>なお、廃棄物の減量に向けては、令和4年3月に策定を行った「石川町一般廃棄物処理基本計画」において、現状分析・目標設定を行っておりますので、そちらをご確認ください。</p> <p>(URL:https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/ishikawa/info/005125.html)</p>
	13	<p>資源ごみの再資源化率の向上についても推進していくべきではないか。</p> <p>特に、容器包装プラスチックについて、石川町は再製品化はされず燃やされている現状にあると聞いていることから、それらについて焼却ではなく再資源化・再製品化に努めてほしい。</p>	<p>石川町においては、資源ごみとして排出された容器包装プラスチックをペレット等にリサイクルをし、再利用を行っております。</p> <p>しかし、汚損の激しいプラスチックはリサイクルに適さないため焼却処理を行っております。</p>
	14	<p>焼却温度維持のため、町民としても乾かしてからごみを捨てたいと思うことから、そのような記載を計画に加えてはどうか。</p>	<p>本計画は「町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進すること」を目的に策定するものであり、施策指標は温室効果ガスの排出削減と関連性の高い項目のみを抽出し設定しております。</p> <p>ごみ減量のため水分を減らしてから捨てる取</p>

			<p>り組みの勧奨については、令和4年3月に策定を行った「石川町一般廃棄物処理基本計画」において記載しておりますので、そちらをご確認ください。</p> <p>(URL:https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/ishikawa/info/005125.html)</p>
	15	事業者について、取り組みに「ごみの排出量削減」を加えてはどうか。	<p>ご提案の事項について、施策目標に「1日1人当たりのごみ総排出量」を削減する目標を設定していることを鑑み、事業者だけではなく町民・行政の取組においても「ごみの排出量の削減に努める」という旨の記載を盛り込むこととします。</p>
第5章 重点プロジェクト全体について	16	p33の民間企業と連携した脱炭素社会の形成について、事業規模や財務見通しにふれなくてよいのか。	<p>本計画はp5にて記載させていただきましたとおり、「町全域における温室効果ガス排出量削減の目標を定めるほか、町民・事業者・行政それぞれにおける省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入など、地域全体での温室効果ガス排出量削減につながる取組を明確化し、推進していく」ための総合計画であり、個別具体的な事業の実施規模や事業実施に係る財務見通しについては計画実施時の個別に作成するものと考えております。</p>

	17	<p>福島県の他市町村において、景観や環境を損なう大規模な太陽光パネル設置が問題になっていることもあり、設備が急拡大していくにあたって廃棄や放置問題が生じるのではないかと心配している。</p> <p>よって、太陽光発電に限らず、各種再生可能エネルギーを推進することとし、太陽光発電をほかの再エネよりも強調することをやめてはどうか。</p>	<p>景観や環境を損なう大規模な太陽光パネルの設置や太陽光パネルの廃棄・問題については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)」により住民説明会の実施が義務付けられているとともに、同法により廃棄費用の積み立てが認定事業者に義務付けられるなど、国により規制が進められています。</p> <p>今後、石川町においても、太陽光発電所の設置に対するガイドラインを示し、事業者に対して周辺環境や近隣住民への配慮を要請することで、上記の問題を抑制したいと考えております。</p> <p>また、各種再生可能エネルギーの推進については、P.27「基本方針①再生可能エネルギーの導入・利用促進」に記載のある通り活用検討を継続します。</p> <p>なお、太陽光発電の重点プロジェクトへの設定については、国が政府実行計画において「設置可能な政府保有の建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」としており、地方公共団体に対しても政府実行計画に準じた取り組みを求めるとしていることから、設</p>
--	----	---	---

			定を行うこととなりました。
	18	太陽熱温水器について、もっと普及を推進すべきではないか。	ご提案の事項については、「第4章 温室効果ガス削減のための取組⇒第2節 基本方針にもとづく施策・指標、取組内容⇒基本方針①再生可能エネルギーの導入・促進利用」において、太陽熱についても再生可能エネルギーの1つであるとして促進を行うこととしています。今後、石川町においては、計画の記載に従い太陽熱・太陽光等の再生可能エネルギーについて普及促進を行って参ります。
第6章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項全体について	19	「促進地域」について改定時に別冊で定めるとあるが、これまでの取り組みの成果を踏まえて想定区域として示すことはできないものか。	「促進区域」の指定に当たってはゾーニングのための話し合いの実施や調査の実施等、区域として指定するにあたり踏むべき手続きが多岐にわたるため、計画策定時点において想定区域を示すことは難しいと考え、構想案を示すにとどまる形となりました。

			<p>なお、今後も促進区域指定に向けた取り組みを推進し、改定時には別冊により区域を示させていただきます。</p>
資料編について	20	<p>p45 の問 18 その他の意見についての製造業の欄の 5, 7, 8 行脱酸素→脱炭素の記載誤りではないか。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり記載誤りとなっております、下記のとおり修正しますとともに、お詫び申し上げます。</p> <p>誤：脱酸素⇒正：脱炭素</p>

計画全体について	2 1	<p>p4に事務事業編として2009年に第1次を、2023年に第2次を策定し、取り組みを進めてきたとあるが、今般2024年度を計画の初年度として区域施策編なる計画の策定に至ったのはどうしてか。</p> <p>加えて事務事業編と区域施策編はどのようなスタンスの違いがあるのか。</p>	<p>地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下、「事務事業編」という。)については、各市町村に策定義務が課されていますが、先述したとおり地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下、「区域施策編」という。)については策定は努力義務となっております。</p> <p>よって、本町においては、策定義務が課されている事務事業編を先行して策定し、制度の変更に伴い2023年度及び2024年12月に改定したのち、策定が努力義務となっている区域施策編を2024年度末に策定することとなりました。</p> <p>なお、事務事業編については、石川町の事務事業(行政部門のみ)に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画であり、対して区域施策編については区域の自然的社会的条件に応じて区域全体(行政部門・住民部門・事業者部門)の温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画であること申し添えます。</p>
	2 2	<p>専門用語や文章全体について、一般町民に対しても分かりやすくなるように記載してほしい。</p>	<p>ご指摘の事項については、計画改定時に計画全体の見直しを行い分かりやすい文章を目指すとともに、「資料⑤ 用語集」に簡易な用語の解</p>

			説を掲載し、専門用語についても不明な点がないよう補足を行います。
--	--	--	----------------------------------